

2023年度事業報告書

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

2024年3月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会	1
総 会	1
委員会	2

【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	4
刊行物	19

【基準類】 19

【研究成果】 19

【事業計画書】 19

【会員の増減】 23

【2023年12月31日現在の会員名簿】 24

【役員名簿】 25

【委員会等委員名簿】 25

【会務の概況】

理事会

- ・ 2月28日 第58回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 本協会の2022年度事業報告の承認について
- 第2号 本協会の2022年度決算の承認について
- 第3号 理事の任期満了に伴う改選について
- 第4号 内部統制システムの整備と監事監査について
- 第5号 教学監査基準等の一部改訂について
- 第6号 企画委員会委員及び企画委員会教学監査分科会主査の補充選任について
- 第7号 第27回総会議事次第案について

- ・ 4月22日 第59回理事会 書面決議

I. 決議事項

- 第1号 代表理事選出について
- 第2号 副会長選出について
- 第3号 専務理事選出について

- ・ 10月11日 第60回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 「理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方」の策定について
- 第2号 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の一部改訂について
- 第3号 「大学監査のあり方—VFM 監査をどのように考えるか」について
- 第4号 内部統制分科会及び教学監査分科会委員の補充選任について

II. 協議事項

- 第1号 「大学ガバナンスコード」の一部改訂について

- ・ 11月15日 第61回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 2024年度事業計画案の承認について
- 第2号 2024年度予算案の承認について
- 第3号 「監事による内部統制に関する監査の実施基準」の一部改訂について
- 第4号 第28回総会議事次第案について

II. 協議事項

- 第1号 「監事と会計監査人との連携に関する実務ガイド」について

総会

- ・ 3月23日 第27回総会 於：関西大学東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2022年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の2022年度決算の承認に関する件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う改選に関する件

II. 報告事項

第1号 内部統制システムの整備と監事監査について

第2号 教学監査基準等の一部改訂について

・ 12月 6日 第28回総会

於：関西大学東京センター

I. 決議事項

第1号議案 2024年度事業計画案の承認に関する件

第2号議案 2024年度予算案の承認に関する件

II. 報告事項

第1号 「理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方」について

第2号 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の一部改訂について

第3号 「監事による内部統制に関する監査の実施基準」の一部改訂について

委員会

1. 企画委員会

・ 1月24日 第1回

於：中央大学市谷キャンパス

協議事項

1. 教学監査基準等の改訂案について
2. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
3. VFM (Value for Money) 監査の導入について
4. 理事・評議員の役割と大学法人全体のあり方の整理について

・ 2月13日 第2回

於：中央大学市谷キャンパス

協議事項

1. 教学監査基準等の改訂案について
2. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
3. VFM (Value for Money) 監査の導入について
4. 理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方の整理について

・ 3月14日 第3回

於：同志社大学東京サテライト・キャンパス

協議事項

1. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
3. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義
4. 理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方（内部統制をどう理解するか）について

・ 4月19日 第4回

於：同志社大学東京サテライト・キャンパス

協議事項

1. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
3. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義について
4. 理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方について
5. 監査人教育について

- ・ 5月22日 第5回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 大学ガバナンス改革について
 2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
 3. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義について
- ・ 6月19日 第6回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 大学ガバナンスコードの改訂のポイントについて
 2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
- ・ 7月31日 第7回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 大学ガバナンスコードの改訂のポイントについて
 2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
 3. 理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方について
 4. 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂について
- ・ 9月4日 第8回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 大学ガバナンスコードの改訂のポイント（監事、評議員・評議員会）について
 2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
 3. 理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方について
 4. 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂について
 5. 本協会の2024年度事業計画について
- ・ 9月25日 第9回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 大学ガバナンスコードの改訂案について
 2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
- ・ 10月18日 第10回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 「学校法人監事監査基準等」の改訂について
 2. 本協会の2024年度事業計画案について
- ・ 10月30日 第11回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 本協会の2024年度事業計画案について
 2. 「監事と評議員会とのコミュニケーション・ガイドライン」について
 3. 「学校法人監事監査基準等」の改訂について
- ・ 12月13日 第12回 於：中央大学駿河台キャンパス
協議事項

 1. 令和5年改正私立学校法の方向性と課題について
 2. VFM監査導入に当たっての大学の体制と意識改革について

3. 監査研修について

3. 内部統制分科会

分科会報告（3本）のとりまとめに向けてメール方式で7回にわたり協議

4. 教学監査分科会

開催なし

5. 監事監査分科会

分科会報告（2本）のとりまとめに向けてメール方式で5回にわたり協議

会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月10日 監査課題研究会議

～大学に必要な内部統制の基本と監査—大学監査はいかにあるべきか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれている。この内部統制機能は、組織が存在する限りその責任者が、合规性を担保したうえで、健全な運営を行い、効率的に組織目的を達成するために組織の中にインストールしなければならない機能である。しかし、内部統制については、その概念が組織の中で、経営者も含めて十分に理解されていない場合や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等によって体系的に組み込まれていないといったことが散見される。

内部統制という用語は、金融商品取引法によって上場企業等に財務情報に関する公認会計士による内部統制報告書の提出が求められたこと、会社法によって大会社に事業報告書へ業務全般に関する内部統制に関する記載を求められたことから認知されたが、経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みであるから、民間企業のみならず大学法人が設置した大学が教育研究を通じて社会的使命を果たすうえでなくてはならないものである。

一方、改正私立学校法の施行により監事の職務範囲と権限が強化され、監事は、業務監査に関して強化を図ることが求められ、このため監事は、大学法人組織の内部統制について十分な理解と評価力が求められている。

大学法人の内部統制については、大学法人の経営者（理事・理事長・理事会）自らが組織運営のために構築するものであるにもかかわらず、自らの責任としてとらえられていないのが実情である。大学の場合は、大学管理運営の自主、自律が法令によって担保されていることから、大学には内部統制は不要であるといった誤解さえ生んでいる。しかし、内部統制は、あらゆる組織に必須の機能、自ずと備わっている機能である。

ちなみに、民間企業では、会社法においては、株式会社について、業務全般に関する、いわゆる内部統制の整備に係る決定・決議が求められ、その決定・決議内容の概要と運用状況の事業報告への記載が求められているとともに、その記載事項の相当性は、監査役らを設置している株式会社ではその監査役らの監査対象となっている。またコーポレートガバナンス・コードにおいても、コンプライアンスなどの関係での内部統制の適切な整備と運用状況の有効性に対する監督の重要性が示されている。大学法人における監事監査にとっても、その大学法人の内部統制に対する監査の重要性は意識されるべきところである。

そこで、金融商品取引法が求める内部統制監査の基本的考え方を大学法人が個々に計算書類の信頼性と組織運営の信頼性の両方に資する監査基準の構築に資することを目的に、同法が上場会社等を対象に経営者に対して義務づけている「内部統制報告書」及びThree Lines of Defenseについて解説するとともに、そもそも内部統制の持つ本質的意味と大学法人が陥りやすい内部統制上の脆弱性と其の改善方策について解説し、それらをもとに協議を進めた。

次いで、会社法によって事業報告への記載を求められ、監査役らの監査が求められている業務全般に

関する内部統制について、その法的趣旨と会社法が求める内部統制について解説するとともに、民間企業とはその存立基盤が異なる大学組織においても、なぜ内部監査が必要なのか、内部統制を整備するうえで前提となる内部統制に関する考え方、並びに大学法人における内部統制について解説した。

そこで、内部統制が大学法人を含むすべての組織に基本的に必要なものであり、経営者がその整備と運用に責任を負っており、その適切な整備と運用が大学法人の価値向上につながることを理解できるよう協議を進めた。

・ 1月26日 監査課題研究会議

～大学価値の向上に向けた実効性ある中期計画の策定と監事監査の視点～
於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

私立学校法改正により文部科学大臣所轄学校法人が中期的な計画を作成することが義務となってから数年が経過した。多くの大学法人がウェブサイト等でその内容を公開しているが、ステークホルダーの関心は十分とはいえないように見受けられる。中期的計画は、大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、大学の価値をどのように高めていくかを具体的に示すものであり、本来はステークホルダーが一番に関心を示すものでなければならない。

また、営利を目的としない大学においては、理事長等の業務執行の状況を評価するためには、中期的計画の達成状況によって評価せざるをえない。大学のガバナンス強化が従来に増して求められている中で、高品質の中長期経営計画が大変重要になっている。

中長期経営計画は、単なる予想収支計算書ではなく、また、達成されることのない目標や具体性を欠く施策を記載したものであってはならない。

そこで、中長期計画が、財務の健全性を維持しながら、大学のあるべき姿の実現に貢献するものとなるための策定及び執行のあり方について考察した。

次に、大学価値の向上のために様々な取り組みが行われているが、それが成果となって表れるには時間を要する。

従来から、多くの大学で中長期計画は作成されてきたが、前期の私立学校法改正によって文部科学大臣所轄学校法人においては作成が義務となった。しかしながら、大学価値向上のための最重要のツールである中期ないし長期の経営計画が本来の機能を十分果たしていないように見受けられる。

中長期計画は、あるべき大学の姿を考え、これを達成するために必要な施策を総合的に検討して作成されるべきものであるが、ともすれば現状の延長線となってしまい、単なる収支のシュミレーションとなっている場合もないとはいえない。「あるべき大学の姿を達成するために何を行うか」を示すものが中長期計画であり、収支はその実現可能性を財政面から担保するものである。仮に目標収支差額を達成するために中長期計画を作成したとすれば、それは本末転倒といえる。

また、計画は達成されるために存在するものであり、中長期計画は、大学が立案した施策を着実に実行していくことをステークホルダーに約束するものである。しかしながら、中長期計画が作りっぱなしとなり、業務がそれとは無関係に執行されるようなことがあれば、大学価値の向上に貢献することはない。中長期計画を責任をもって執行し、かつその達成状況を客観的に評価できる態勢が必要となる。

そこで、大学価値の向上に貢献する高い品質の中長期計画の策定のためのプロセスとその確実な実行のための態勢について解説し、それらをもとに協議した。

・ 3月6日 教学監査研究会議

～大学の価値向上を支援する教学監査のあるべき姿—大学設置基準の改正に伴う教学監査基準等の改訂版を基にした解説～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

本協会では、法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査（教学監査）に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及びそのような教学監査の、大学のガバナンス・マネジメント体系の中での位置付けについての検討を踏まえ、「教学監査基準とその解説」、「教学監査チ

ェックリスト」、及び関連の図、表等をまとめ、公表し、あわせて目的達成のための組織構造及び運営方法等の仕組みに関する「大学ガバナンスコード」及び「教学ガバナンスに関する報告書」を公表してきた。

その後、昨年秋（2022.10.1）に大学設置基準等について、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する規定が改正されたことに伴って、本協会の「教学監査基準とその解説」等の関連部分を改訂した。

大学が社会から求められている期待に応えることで、その価値向上と持続的発展を図っていくためには、その教学業務の枠組みと運用が、大学経営の目的達成に対して適切である必要がある。その適切性をマネジメントシステムの外部から検証するのが教学監査である。したがって、大学経営の中での教学監査の役割、教学監査の対象となる教学業務の枠組、及び教学監査で具体的にやるべきことを理解し、実際に大学経営の目的達成を支援できる教学監査を実施するためには、まず教学監査の背景となる3点「①大学・大学経営・教学監査の目的」「②質保証機能が組み込まれた教学マネジメントシステムの枠組」「③教学監査の対象」を理解する必要がある、これらの解説を含めて、教学監査の背景から具体的な検証項目に至るまでの全体像について考察した。

そこで、大学における監査の対象と意味を再確認し、大学の価値向上と継続的発展を実現するために教学監査の必要性と価値を理解し、監査はマネジメントシステムの評価と改善の指針を示す支援であることを前提にした事案による理解の進化を通して教学監査の評価能力を身に付けた教学監査を自信をもって実行できるよう協議を進めた。

・ 3月24日 監査課題研究会議

～2年後に迫った私立学校法改正に対応した三様監査の方向性～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

次期私立学校法では、ガバナンスの強化が重要なテーマとなっており、監事の権限強化だけでなく、公認会計士等による会計監査人制度の創設や内部統制システムの整備等が新たに規定される。そのため三様監査に属する監事監査、会計監査人監査、内部監査それぞれについて従来の枠を超えて対応しなければならないことを踏まえ、三様監査の現状を整理した上で、今後の方向性を提示するとともに、それをもとに協議した。

令和7年4月1日施行を目標とする改正私立学校法では、公認会計士又は監査法人による会計監査の根拠法令を従来の私立学校振興助成法から私立学校法に移管する方向で検討されている。具体的には、公認会計士又は監査法人である会計監査人が会計監査を行い、監事はその監査プロセスや手続が適切かどうかをチェックしたうえで、会計監査の結論を会計監査人の監査結果に依拠することになるものと考えられる。

その結果、監事は、従来に増して学校法人の業務及び理事の業務執行の状況の監査に集中することができるため、ガバナンス強化に繋がることが期待される。ただし、このことは会計監査人に会計監査を丸投げすることを意味するものではなく、会計監査人の品質管理体制及び監査の状況に対する十分な評価が監事の責務となる。

また、改正私立学校法では、理事会に内部統制システムの構築に係る決定義務が課せられるため、内部統制システムは監事の重要な監査対象となる。内部統制システムとはどのようなものを指すのかは現時点では不明であるが、いずれにせよ内部統制システムが有効に機能するためには、内部監査によるモニタリングが不可欠であり、内部監査の強化も重要な監査対象となる。

改正私立学校法施行後は、監事監査においては、従来に増して会計監査人監査及び内部監査に依拠する必要性が高まる。単なる連携としての三様監査ではなく、会計監査及び内部監査の有効性を高めるために、監事が会計監査人及び内部監査部門をリードすることが重要になる。

そこで、2年後に迫った改正私立学校法適用後の監事、会計監査人、内部監査の在り方を整理したうえで、施行日までにどのような取り組みが必要かを提言し、それをもとに協議を進めた。

・ 4月13日 監査課題研究会議

～2025（令和7）年4月に施行される改正私立学校法による監事監査への影響と対応策～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

改正私立学校法案への対応を可能な限り効率的に行えるよう解説するとともに、今後の方向性を提案するとともに、会社法等の事例を参考に、個別具体的に検討した。

私立学校法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第211回国会に提出された。改正私立学校法案は、「令和7年4月1日」施行とされており、この対応が喫緊の課題となってきた。さらに、学校法人会計基準も根拠法令を私立学校法に移した上で、同じタイミングで改正されるため、今後の2年間は大学にとって繁忙を極めることが予想される。

そこで、改正私立学校法案には、大学経営に大きな影響を与える規定が多数存在するが、特に監事監査に重要な影響を与えられ考えられる事項「(1) 会計監査人の選任及び解任等に関する手続」「(2) いわゆる内部統制システムの整備」「(3) 子法人に対する調査権限」として以下のことが考えられる。

「(1) 会計監査人の選任及び解任等に関する手続」では、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する（改正私立学校法案第84条第1項）。このため、監事は適切な会計監査人を選任するという重大な責務を負うことになり、そのための選定プロセスを明確にする必要がある。

「(2) いわゆる内部統制システムの整備」では、大臣所轄学校法人等は、第36条第3項第5号に規定する体制を整備しなければならない（改正私立学校法案第148条第1項）。その、第36条第3項第5号に規定する体制とは、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための態勢その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制」であり、会社法等では「いわゆる内部統制システム」と呼ばれるものに相当すると考えられる。当該体制は、当然に監事監査の対象となるため、その内容を把握し、具体的な監査の方法を確立しなければならない。

「(3) 子法人に対する調査権限」では、監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる（改正私立学校法案第53条第2項）。つまり、必要な場合は子法人を調査する責務があると考えられる。そのため、子法人調査が必要な場合や具体的な調査方法を事前に規程等により明確にする必要がある。

今後、省令等によってこれらの具体的な内容が明確になると考えられるが、いずれにせよこれから2年で体制を構築しなければならない。

そこで、会社法等における先事例等も参考にして、何をどのように行っていくかの方向性を具体的に提示し、それらをもとに協議を進めた。

・ 4月25日 監査課題研究会議

～私立学校法改正法案の下での学校法人ガバナンスの実質化—理事会、監事、評議員会、会計監査人に求められるガバナンスの役割～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和5年4月26日に成立した、「私立学校法の一部を改正する法律（以下、改正法）」は、理事会、監事、評議員会といった各機関の建設的な協働と牽制関係の確立を促進することを改革の出発点とする。改正法の下では、理事会、監事、評議員会に係る規定が整備されるとともに、大臣所轄学校法人等においては会計監査人の設置や内部統制システムに係る理事会の決定が義務付けられるなど、ガバナンスの強化が図られた。これまでの私立学校法を巡る最新の動向と改正法の内容を取り上げ、今後、学校法人の運営においていかなる点に留意すべきかを検討したうえで、改正法の下で残された課題を抽出し、考察した。

改正法の下では、理事、監事や評議員、新たに導入された会計監査人の資格・解任等の手続や各機関の職務・運営等の管理運営制度が設けられている。理事の選任については、寄附行為により定められた理事選任機関が予め評議員会の意見を聴いたうえでこれを行うこととし、理事の解任については、解任事由を法定したうえで、理事選任機関が理事の解任を行うこととされている。評議員については、理事

との兼職を禁止する一方で、評議員の選解任に寄附行為の定めるところによつても、理事（会）の関与が一定程度排除された。監事の選解任についても、評議員会がこれを行うこととされており、監事の独立性が強化された。

また、改正法は、大臣所轄学校法人等について、一定の寄附行為の変更、解散、合併の決定は理事会の決議とともに評議員会の決議がなければ、それらの効力が生じないとする旨の規定や内部統制システムに係る理事会の決定、常勤監事の選定、並びに会計監査人の設置を義務付ける規定等を新設する。その他、会計、情報公開、訴訟等に関する規定が整備され、役員等による特別背任等について刑罰規定が新設されるなど、学校法人ガバナンスの透明化と強化が図られた。

加えて、改正法は、監事と会計監査人に子法人の調査権限を付与しており、これによりグループ経営を展開する学校法人のガバナンスが一定程度強化され得る。もっとも、学校法人グループの内部統制システムに係る決定を理事会に義務付けられておらず、学校法人グループ全体のガバナンスの向上については、検討を要する。

そこで、以上のことを提示し、それらについて考察した。

・ 6月 5日 教学監査研究会議

～大学の価値向上を支援する教学監査のあり方—大学設置基準の改正に伴う教学監査は変わる必要があるのか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

本協会では、これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査（教学監査）に関し、その役割とそれに必要な枠組み、およびそのような教学監査の、大学のガバナンス・マネジメント体系の中での位置付けについての検討を踏まえ、「教学監査基準とその解説」、「教学監査チェックリスト」、および関連の図、表等をまとめ、公表してきた。

その後、2022年10月1日に大学設置基準等について、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する規定が改正され、これに伴って先般、本協会の「教学監査基準とその解説」等の関連部分が改訂された。

3月に開催された同研究会議では、今般改訂された教学監査基準等を教材として、改めて教学監査の役割、教学監査の対象となる教学業務の枠組、および教学監査で具体的にやるべきことは変わる必要があるのかないのかを解説した。本日この研究会議で学ぶ内容は、今後、それぞれの大学に戻ってから、教学マネジメントシステムの適切な構築・改善とその運用や、効果的な教学監査の計画・実施などをされる際の出発点となることを意図している。

大学が社会から求められている期待に応えることで、その価値向上と持続的発展を図っていくためには、その教学業務の枠組みと運用が、大学経営の目的達成に対して適切である必要がある。その適切性をマネジメントシステムの外部から検証するのが教学監査である。

そこで、大学経営の中での教学監査の役割、教学監査の対象となる教学業務の枠組、及び教学監査で具体的にやるべきことを理解し、実際に大学経営の目的達成を支援できる教学監査を実施するには、3月の研究会議でも提示した教学監査の背景となる「①大学・大学経営・教学監査の目的」「②質保証機能が組み込まれた教学マネジメントシステムの枠組」「③教学監査の対象」の3点を理解する必要があり、その解説を含めて教学監査の背景から具体的な検証項目に至るまでの全体像について考察した。

・ 6月15日 監査課題研究会議

～リスクアプローチによる監事監査の進め方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学を取り巻く環境は益々厳しくなっており、法人経営に重大な影響を与える事象（法令違反、不正経理、人命等に係る事故、除法漏洩等）が発生する可能性が大きなものとなっている。大学のガバナンスに責任を有する者（TCWG：Those Charged With Governance）である監事には、このような事象を

防止ないし早期に摘発することが強く期待されているが、限られた人数と時間の中で監査を実施していることも現状といえる。したがって、総花的な監査ではなく、リスク評価に基づき優先順位を明確に定め、これに対応した適切な手続を、監事は実施しなければならない。監事監査においても、パトロール型（あるいは成り行き型）の監査から、何のためにこれを行うのかという観点を意識したリスクアプローチ監査が強く求められていると考える。それらを踏まえ、リスクアプローチ監査に基づく監事監査の進め方について具体的に解説した。

監事の主たる職務は、学校法人における不適切な決定及び執行の是正であり、学校法人における業務の決定・執行において重大な問題を発見した場合、監事は以下の対応が求められる。

- ①理事長、業務執行理事等から構成される執行部（以下「理事長等」という。）には是正を依頼
- ②理事長等による対応が不十分な場合は、所轄庁、理事会又は評議員会に報告
- ③特に重要な法令・寄附行為違反等が行われ学校法人に重大な損失を与える可能性が高い場合は、差止請求権を行使
- ④年度末までに是正されない場合は、監査報告書に「重大な法令違反が存在する」、「不適切な業務執行が行われている」等の意見を記載

発見した問題が、このような対応を必要とするほどの重要性がある場合は極めて希とは考えられるが、万が一このような問題を見逃した場合、監事はその責任を厳しく追及される可能性がある。したがって、これらを防止できる水準のガバナンスやリスクマネジメント態勢が確立されていることを監事は確認し、不備があればこれを指摘しなければならない。発見された不備が翌年度には確実に是正されるよう、監査報告書とは別に、文書にて勧告する必要がある。

また、会計監査（計算書類の適正性を保証する監査）については、現実問題として私立学校振興助成法に基づく監査を行う独立監査人（外部第三者の公認会計士又は監査法人）の監査に依拠せざるを得ない。しかしながら、計算書類における意図的な記載誤り（経理不正）で著しく重大なものは、理事長等が関与している場合が多く、理事長等との接点の多い監事は、独立監査人に対し、懸念等を含め十分な情報提供と意見交換を行う必要がある。

このように、監事の役割は大変重大なものとなっているにも関わらず、監査にかけられる人数・時間には制約がある。また重大な問題であればあるほど、理事長等による隠蔽等が行われる可能性が高く、発見が困難になる。そのため、監査計画段階では、監査リスク（重大な問題を見逃してしまうリスク）が発生することのないよう、リスクを洩れなく識別・評価し、優先順位を決定する必要がある。そのうえで、優先順位に応じた適切な監査手続を立案しなければならない。また、立案した監査手続を確実に実施できるだけの態勢も確立する必要がある（リスクアプローチに基づく監査）。

そこで、監事監査における重要性の設定、リスクを洩れなく抽出する手法、優先順位の決定、リスクに対応した監査手続の立案、監査手続の実施方法等について具体的に解説し、それらをもとに協議した。

・ 6月28日 監査課題研究会議

～大学ガバナンス・コードの活用は大学に何をもたらすのかー私立学校法の改正を受けて考える大学のガバナンス改革～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

通常国会に提出されていた私立学校法改正法案は、2023年4月26日に可決・成立し、「私立学校法の一部を改正する法律」（以下「改正私立学校法」）として5月8日に公布された。改正私立学校法の基本的な考え方は、意思決定機関に関する基本的な枠組を維持しつつ、評議員会等による理事会等のチェック機能を高め、両者の協働を目指しつつ、不祥事防止の複層的な仕組みを整備することであるとされている。施行は2025年4月1日であるが、評議員会の構成等については経過措置も設けられる予定である。

私立学校法の改正を受けて、私立学校団体の大学ガバナンス・コード（大学GC）も、改訂が必要となる。改正私立学校法に対応して齟齬や重複を解消するとともに、同法の基本的な考え方を受けて、同法が明示的に規定していない部分や明確にしていない部分を、大学GCによって補完することが求めら

れる。また、その前提として、コンプライ・オア・エクスプレイン（C or E）方式が機能するような構造に、大学GCを改訂する必要がある。C or E方式に基づく大学GCとは、基本原則の趣旨・精神を共有・尊重しつつ、各大学の自律性に基づき各々の沿革や実情を勘案した自主的な対応方法を、それが大学GCの示す原則（原則の実施方法）とは違っていても、エクスプレイン（説明）によって許容する規制手法である。今回の改訂によって、C or E方式が適切に機能するような大学GCとして、実務に定着させる必要がある。さらに、原則の遵守状況の説明を求めると（C and E）により、実施の確実性を高めるとともに、他大学やステークホルダーによる情報の共有・相互比較も可能となって、その機能が高まることが期待される。

文部科学省は、「改正法案骨子案に対する意見募集の結果について」（2022年5月20日）において、評議員の再任回数や監事の在り方について、大学GCの自主的な取組に言及している。また、改正法案の審議において、衆議院・文部科学委員会は、附帯決議として、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知すること、理事会・評議員会の活性化の重要性を踏まえ、理事会・評議員会を理事および評議員の出席のもと、定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること、理事長職にその責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など、理事長職の在り方を検討すること等々を決議している。学校法人ガバナンスに関する有識者会議の報告書（2021年3月19日）にも、各所で大学GCに盛り込むべき事項の言及がある。これらの内容を大学GCに織り込んでいくことも、検討に値するといえよう。

大学GCが有効に機能するためには、C or E方式が機能するような大学GCの策定、大学の規模や性格に応じた規制の分化、大学GCの策定主体の統一や、統一できない場合には相当の範囲での内容の共通化、遵守しない場合の説明や遵守状況の開示についての定期的な確認と見直し、公表情報の信頼性を確保するための監査、開示内容の他大学その他のステークホルダーへの公表が必要であろう。大学を取り巻く環境が益々厳しさを増す中、大学GCを活用した自律的な大学ガバナンスの活性化が求められている。

そこで、これらのことを提示し、それらをもとに協議した。

・ 7月11日 監査課題研究会議

～改正私立学校法下の大学ガバナンスにおける監事機能の充実とIR活用の可能性～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

文部科学省のHPでは、今回の法改正の趣旨を次のように述べている。

「我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。」とし、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」とも明記されている。

各私立学校にとっては、自主性、自律性を高める大きなチャンスとなる。各学校法人は、ガバナンス・コードを改訂するなど、今般の私立学校法の改正を最大限活かし、自主性、自律性を高めるといふ気概が必要であろう。

監事や評議員会の新たな関係性を構築し、これまで以上の重責や義務を果たすためには、監視・監督機能に、新たな手法も必要となってくる。IRは、これまで、教育の質保証に関わるデータを扱い、自己点検・評価、機関別認証評価等で機能を発揮してきたが、監事や評議員会がIRを活用することで、監視・監督機能の一層の充実や実質化を図ることも可能であろう。

そこで、改正私立学校法を巡る最新の話題として、今後の監事や評議員会とIRとの関係性、IRの活用方法を考えることを通して、社会の要請に応え得る実効性のある大学ガバナンス改革を推進していけるよう協議を進めた。

・ 7月19日 監査課題研究会議

～私立学校法改正に対応した内部統制の理解と監事監査の進め方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和元年の私立学校法（以下、「私学法」という。）改正からわずか4年しか経過していないにもかかわらず、新たに私学法改正がなされた。この間に学校法人をめぐる不祥事などが発生し、学校法人におけるガバナンス上の欠陥が様々に指摘されたからにはほかならない。

学校法人におけるガバナンスは、基本的には、その組織に関する制定法である私学法が管轄する。同法第2章第3節は「管理」と題され、そこには、学校法人の役員等に関する詳細な規定が設けられている。しかし、近時、営利企業に係る法制の分野を中心に、制定法というハードローだけでなく、ガバナンス・コードやガイドラインによる規律づけというソフトローの活用が注目されている。

そこで、私学法改正をめぐる議論において特にクローズアップされた「内部統制」を取り上げ、「内部統制」の意義と限界、そして「内部統制」をめぐる改正法の方向性を確認するとともに、「内部統制」の理解と監事監査との関係を整理し、監事監査の進め方を提示し、それらをもとに協議した。

また、内部統制とは、①業務の有効性及び効率性、②報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全という4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう（企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（令和5年4月7日）I（「内部統制の基本的枠組み」）参照）。4つの目的が達成されているとの合理的な保証を必要とするのは、すべての組織に共通するので、内部統制が存在しない組織はない。しかしながら、組織が対応すべきリスクは絶えず変化するため、内部統制を経常的に見直し、かつ理事会と監事とその有効性を評価することが必要である。したがって、監事の職務である「学校法人の業務の監査」（私学法37条3項1号）においては、内部統制の有効性評価が重要な監査項目となる。また、理事の業務遂行状況の監査（私学法37条3項3号）においては、理事がリスクを軽減するために十分な内部統制の整備・運用義務を果たしているか否かを評価しなければならない。

すべての監査において誤った意見を表明するリスクがあり（「監査リスク」）、一このような監査の進め方を「リスクアプローチによる監査」というが、その前提は、内部統制の意義とその限界を監事が確実に理解する監事監査においては、経営者主導による不正があったにも関わらず、これを見落とすリスクがもっとも重要なものになる。このような監査リスクを軽減するためには、リスクが低い領域においては内部統制が有効に機能していることを確認し一定の心証を得たうえで、監査資源（主に時間）を経営者主導による不正の発生可能性が高い領域に重点的に投入することが必要である。このような監査の進め方を「リスクアプローチによる監査」というが、その前提は内部統制の意義とその限界を監事が確実に理解することと考えられる。

これらの考え方をもとに協議を進めた。

・ 7月28日 監査課題研究会議

～大学法人における内部統制についての経営責任と監事の役割－監事にとっての令和5年改正私立学校法の意義～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2023（令和5）年4月26日に、「私立学校法の一部を改正する法律」が成立し、5月8日（月）に公布された（以下、「令和5年改正私学法」という。）。施行日は、例外部分があるが、2025（令和7）年4月1日とされている。

これまでの私立学校法改正により、監事の職務範囲と権限が強化され、監事には学校法人ガバナンス上の重要な「牽制機能」を果たすことが求められてきた。令和5年改正私立学校法によって監事監査はどのようなのであろう。

令和5年改正私立学校法において、監事監査の問題に関連して第一に注目すべきことは、学校法人に

内部統制システムの充実が求められ、その整備・運用に係る理事・理事会の経営者責任が明記されたことである。その結果、監事は、理事・理事会が経営者責任をもって整備した内部統制システムを監査しなければならないことになる。しかし、具体的にどのような監査が求められるのか、必ずしも明確ではない。

令和5年改正私立学校法のもう1つの特徴として、学校法人ガバナンスについてガバナンスコードによる幅広い補完が予定されていることがある。改正私立学校法は学校法人に新たな負担を求めている、大変なことになった、といった受け止め方がある。

内部統制システムの整備にしても、ガバナンスコードにしても、民間企業では常識化している。そのことから逆に、内部統制システムやガバナンスコードは営利企業のことだといった誤解がある。

そこで、内部統制システムとガバナンスコードに焦点を絞って、令和5年改正私立学校法が学校法人のガバナンスにどのようなインパクトを与えるかという点を明らかにするとともに、監事の責務として押さえておかなければならないポイントを中心に解説し、それらについて考察した。その際、なぜこのような法改正が行われたのかといった点にも言及した。

・ 9月 8日 監査課題研究会議

～私立学校法改正における内部統制の再構築及び私立大学における研究力・産学連携の発展のために監査はどのような役割を果たすべきか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

次期私立学校法改正において学校法人の業務の適正を確保するためリスクマネジメント、内部監査、内部通報等に関わる内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確にすることが求められている。その点について改正私立学校法を踏まえた大学の内部統制について検討を加えた。

そのうえでその検討を踏まえ、「教育研究の質の向上」に向かうための攻めのガバナンスを実現するために、「私立大学における研究力・産学連携のための監査の役割」を取り上げ、監査のテーマとして、公的研究費の不正防止や研究コンプライアンスなどの取り組みは各大学ですでに実践しているが、研究分野においては守りのガバナンスが中心で、監査が教育研究の質の向上や攻めのガバナンスに貢献できていないという現状である。近年の我が国の研究力は低速、研究者という職業の魅力低下への危機感などから、政府においては昨年度、国際的にみて日本の研究力が落ちているという危機感のもと「研究に専念する時間の確保」という議論が集中的に行われた。また、今後の、産業界との連携を大学の価値向上に着目して進めることが求められるが、そのためにも研究時間をいかに確保するかが重要となる。

そこで、これらの論点について、監事・内部監査室が研究・産学連携の質の向上・発展のため、どのような攻めのガバナンスの役割を果たすべきかについて考察した。

・ 9月20日 監査課題研究会議

～大学財政に関する監事監査の役割～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

18歳人口の減少により大学経営が厳しい状況に陥ると久しくいわれてきたが、2022年の出生数が80万人を割り、いよいよその深刻さが明確になっている。しかしながら、多くの大学法人では、まだまだ大丈夫、ウチの規模ならば大丈夫といった希望的観測を抱いているようにも見受けられる。確かに、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「今日の私学財政」等を見る限り、多くの法人では依然として多額の運用資産を保有しており、大学法人がここ数年内にバタバタ倒産することはないであろうが、慣行変化の激しい現代においては、その油断が命取りになるかもしれない。

いずれにせよ、計算書類という客観的なデータと「今日の私学財政」といった統計資料を活用し、自法人の実態を正しく理解し、しかるべき対応策を講じていくことが重要であり、監事はそのために必要な報告・提言を行う責務があると考え。それはガバナンス強化を目的とする今回の私立学校法の改正によってさらに重要になる。

従来、学校法人の収支については、基本金組入れ後の事業活動収支の均衡を一つの目標として考えら

れてきた。ここで、基本金組入れ後の事業活動収支の均衡とは基本金組入前当年度収支差額（企業でいえば当期純利益に相当）－基本金組入高＝当年度収支差額0となっていることであり、当然のことながら、基本金組入前当年度収支差額が黒字になっていることが前提である。ただし、少子化傾向が止まらない現状において、多くの学校法人にとっては、基本金組入れ後の事業活動収支の均衡どころではなく、基本金組入前の段階で赤字になるかどうかを頭を痛めているものと思われる。

日本私立学校振興・共済事業団が発行する令和4年度版「今日の私学財政」を見ると、全短期大学法人合計で教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額は赤字になっている。また、大学法人においても、3大都市圏以外の多くの地域ブロック別合計で経常収支差額が赤字になっており、厳しい状況が現実になっていることが見て取れる。

赤字の継続は、手元資金の減少、過大借入、最終的には借入が返済不能となって経営破綻するリスクにつながる。少子化傾向が当面止まることはなく、また私学助成が大幅に増加することもないと考えられるので、赤字体質に陥った法人は何らかの抜本的対策を取らざるをえない。しかしながら、思い切った手を打つ際に必ず直面するのが総論賛成各論反対の壁であり、これを乗り越えないと、法人の将来はないといっても過言ではない。

そこで、学校法人の実態及び抜本的対策立案の必要性を把握する観点から。計算書類の見方及び財務分析の活用法を解説するとともに、赤字体質から脱却するためには、中期計画に基づき確実な収支改善を行っていく内科的対応と学校の廃止、分離、合併等の外科的対応の両方を検討していく必要があり、これらの具体的な対応についても併せて検討し、それらをもとに協議した。

・10月11日 監査課題研究会議

～私立学校法改正とガバナンスを考えるーハードローの整備・ソフトローの活用から自主性と自律性に適うガバナンス構築のために～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

少子高齢化やグローバル化等の社会変動に伴い、大学に期待される役割が大きくなる一方で、その役割を継続的に維持し続けるために、経営基盤の安定化、リーダーシップの明確化、意思決定の迅速化等に資する大学ガバナンス改革が求められるようになってきている。国は、こうした大学ガバナンス改革に向けて、法人部門・教学部門の双方について数次の関係法令改正を行い、これを推進してきている。他方、大学においては、法令改正対応としてのガバナンス改革の動きが見られるものの、それを超えて、各大学が置かれている環境に応じた自己改革としての大学ガバナンス改革については、今後の課題としている組織が多いと考えられる。

こうした中、大学法人におけるガバナンス向上策として、現在、大学ガバナンス・コードの利活用が推進されている。本協会も2019年7月11日付で、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」モデルに基づく「大学ガバナンスコード」を策定し、会員大学法人等の利用に供しているところである。

ところで、最新の私立学校法改正（2023年5月8日公布）は、制定法上のガバナンス強化策を定めており、従来は、ソフトローであるガバナンス・コードに委ねられていた内容を取り込んでハードロー化する一方で、新しい枠組みに対応したガバナンス・コードの発展も期待されている。とりわけ、現状において大学団体が提示しているガバナンス・コードには、コンプライ・オア・エクスプレインを求めるものと、自己宣言を求めるものが混在しているが、モデルの統一、さらには大学ガバナンス・コード自体の統一によって、他大学やステークホルダーによる情報の共有・相互比較を可能とし、大学ガバナンスの向上に資するべきとの意見も有力に主張されるようになってきている。

そこで、一連の私立学校法の改正に伴う大学におけるガバナンスのあり方と大学がその公共性を前提に、独自性を発揮して社会に貢献していくための基本となる、ソフトローとしての大学ガバナンス・コードの本質的意味を考え、学校法人の真の発展に活かすための方策を検討した。その際、大学ガバナンス・コードは大学監査にとって極めて重要なツールとなりうること、換言すれば、大学ガバナンス・コードを利活用した大学監査は、不正の指摘のみならず、学校法人が健全な独自性を発揮して大学価値を向上させていくための一助となるものであることについて解説し、考察した。

・10月17日 監査課題研究会議

～教育テックを活用した大学におけるDXと監査の進化～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

大学におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められる時代が到来している。2023年7月に中央教育審議会からは、2040年に大学入学者が定員の8割程度にまで減少するとの予測が公表され、すでに大学の統合や募集停止が増加している現実がある。この状況に対応するためにも、大学におけるDXは不可欠である。

DXとは何であろうか。経済産業省は、DXを「企業等がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して顧客や社会のニーズに基づき、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、業務プロセスや組織文化を一新し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。大学進学者数が増加している間は、市場規模の拡大でDXの必要性は感じにくいかもしれないが、入学者数の減少が予測される現在は、DXによる変革や競争上の優位性の確立が急務となっている。

具体的には、教育DXではAIやビッグデータを利用して学生の学習状況を深く理解し、適切なフィードバックを提供できる。リアルタイムでの学習データ収集と分析により、教育内容の調整や学習経験の最適化が教育者に可能となる。講義の品質情報を集約してPDCAサイクルを実現することもできるし、研究DXによっては分野や組織を超えた研究を推進し、経営DXではデジタル化による業務効率化とデータ可視化による経営の高度化が実現する。

DXの進展は大学監査にプラスの影響を及ぼす。データ主導型の監査を通じて教育の品質をより精緻に評価することなどができるようになるからである。しかし、DXの進捗が遅れている現状では、監査にも限界が生じているのではないだろうか。DXを通じてデータを取得できるようになれば、以下のような問題も解決できるようになるであろう。

ITガバナンスを推進するためには、経営ビジョンを明確に描き、関係者を巻き込み、現状と目指すべき状況の差を埋めるためにデジタル技術を活用してビジネスモデルや組織文化の変革に取り組むことが不可欠である。これにはトップのコミットメントが必要となる。

そこで、DXの進展が大学監査にどのような影響を与えるかを考察し、それらをもとに協議を進めた。その結果、DXが大学教育と監査にもたらす革新は、少子化が進む中で大学経営が直面する困難に対処するための鍵となるはずとの結論を得ることとなった。

・10月25日 監査課題研究会議

～監事に求められる監査事項の基本―絶対に抜けてはいけない監査活動のポイント～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

令和5年通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」（以下「改正私立学校法」という。）が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布された。改正私立学校法は令和7年4月1日より施行されるので、各法人では短い期間で改正対応を行っていかねばならない。

しかしながら、令和元年の私立学校法改正においては、監事の職務の追加・権限の強化が図られるとともに、学校法人・第三者に対する賠償責任が明文化された。そのため、今回の改正以上に大きな影響を与えたといっても過言ではなく、私立学校法改正の前に監事監査に関する現行制度を整理したうえで、それを踏まえて改正私立学校法への対応について考察した。

令和5年5月8日付で改正私立学校法が公布された。大学法人においては、改正私立学校法により会計監査人の設置が義務付けられるため、監事は会計監査人の品質管理体制や監査の方法等を評価する責務が生じる。また、大学法人には内部統制システムの整備義務が規定されたことにより、内部統制システムに対する監査の方法等を検討しなければならない。さらには、子法人に対する調査権限が監事に付与されたことは、監事の責任が一層重大となったと考える必要がある。このように改正私立学校法は監事監査の実務に大きな影響を与えることになる。

しかしながら、監事監査への影響度という点では、令和元年における私立学校法改正も今回の改正に劣るものではなく、令和元年の改正においては、監事の職務の追加及び監事の権限強化が規定され、特

に、監事の学校法人・第三者に対する損害賠償責任が明文化されたことにより、自らの任務懈怠がなかったことを説明するための対応が監事に求められることになった。これに対応して本協会は、2022年11月に「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務」、2019年12月に「学校法人の監事の損害賠償責任及びその制限」を公表したところである。

そこで、これらの研究成果に基づき、現行の私立学校法の枠組みの中で監事は何を行わなければならないかを改めて整理し、そのうえで、それを踏まえて今回の改正私立学校法への対応も解説し、それらをもとに協議を進めた。

・10月31日 監査課題研究会議

～私立学校法改正を通じた理事・監事・評議員の機能強化—各機関の連携とグループガバナンスを中心に～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和元年私立学校法の改正時における国会の附帯決議では、学校法人制度の在り方について不断の見直しを行うことが確認された。これを受けて、同年12月20日に文部科学省が設置した「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」、さらに、令和3年6月の閣議決定に基づき、文部科学大臣直属の会議として設置された「学校法人ガバナンス改革会議」において、ガバナンスを確保するためにふさわしい学校法人制度の在り方が引き続き審議され、検討結果がとりまとめられた。これらの会議では、「理事による業務執行の監督機能を強化すること」が改革の基本理念に据えられた。その後、令和4年1月に「文部科学省・学校法人審議会学校法人分科会」に設置された「学校法人制度改革特別委員会」は、従来の改革理念を継承しつつ、私学関係者の合意形成を丁寧に図りながらその検討結果をとりまとめ、各機関の「建設的な協働とけん制関係の確立」を改革の趣旨とした。特別委員会の検討結果を踏まえ、同年5月20日、文部科学省は、「私立学校法改正法案骨子」を公表し、令和5年2月17日の閣議決定を経て、私立学校法改正法案が国会に提出され、国会での審議・可決を経て、同年5月8日に「令和5改正私立学校法」が公布された。改革の理念を確認したうえで、令和5改正私立学校法においてどのように各機関の権限が強化され、また、かかる権限行使の実効性を確保すべく、各機関はいかに連携すべきかについて考察した。

令和5年私立学校法の下では、理事、監事や評議員、さらには、新たに導入される会計監査人の資格・解任等の手続や各機関の職務・運営等の管理運営制度が設けられており、それらの制度には、各機関が情報を共有し、連携を強化するための規制が含まれている。たとえば、評議員会の招集権限は、原則として、理事に付与されているが、一定の場合には、評議員や監事にも評議員会の招集権限が付与される。評議員会が適切に開催され、その場で各機関は情報を共有し、必要に応じ、各種の監督は正権限を行使することが求められよう。このように、各機関の「協働・けん制関係」の確立という令和5年私立学校法の趣旨を実現するために、各機関は具体的にどのように連携し、その権限を行使すべきかについて考察した。

また、令和5年改正法は、大臣所轄学校法人等について、一定の寄附行為の変更、解散、合併の決定は理事会の決議とともに評議員会の決議がなければそれらの効力が生じないとする旨の規定や内部統制システムに係る理事会の決定、常勤監事の選定、並びに会計監査人の設置を義務付ける規定等を新設しており、ガバナンスの向上が図られている。大臣所轄学校法人等では、内部統制システムを活用し、情報を共有したうえで、各機関は健全かつ効率的に意思決定や監督を行い、学校法人の適切な運営を実現することが求められる。

なお、学校法人の中には、学校法人グループを形成するものも少なくないが、令和5年私立学校法は、学校法人グループの内部統制システムに係る決定を理事会に義務付けるには至らなかった。しかし、同法の下では監事と会計監査人に子法人の調査権限が付与しており、グループ経営を展開する学校法人のガバナンスが一定程度強化されたといえる。子法人の中には、株式会社等の営利法人も含まれることがあり、公共性を有する学校法人の監事や会計監査人がこうした子会社についてどの程度調査権を行使し、監査すべきかについては引き続き慎重な検討を要する。

・11月 7日 教学監査研究会議

～教学監査の理論と実際—大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人の設置者は、設置する大学がその設立の趣旨を十分に達成できるよう、人材・資金・施設設備を用意提供する義務があり、これらが適切に準備されているか否かを確認し、万一不備がある場合には、是正行動を経営陣に対して指摘するための点検業務が監査の重要な役割の一つである。一方、設置者は、大学法人が設置した大学が設置当初の目的通りに大学運営がなされているか、あるいは外部環境の変化に応じた対応行動がとられているか等を確認し、計画の見直し等に反映させていく必要もある。このため大学法人並びに設置した組織を独立した立場から点検する仕組みが必要であり、ここに監査のもう一つの側面がある。

本協会では、これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及び大学の監査体系の中での位置づけという観点からの検討を踏まえ、教学監査基準と教学監査チェックリストをまとめ、公表して、研究会議等を通じ、その内容の普及に努めた。

これまでも示してきたが、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系、及びその監査の視点について、監査事案を交えての解説をし、教学監査とは何かや目指すところを理解いただき、それを大学監査に反映させることにより、大学経営の目的達成に貢献していくことを期待している。しかし、教学監査に対する法人経営者及び大学教職員皆様のイメージや理解は、まだ十分とはいえない状況にある。

大学は、教育研究の充実化により、その成果を社会に広く還元していかなければならない組織である。そのためにも大学法人がその透明性ある運営を前提に、運営基盤を強化し、大学が教育研究の質向上を図るよう継続的に努力していく「攻めのガバナンス」が必要である。この「攻めのガバナンス」には何が重要であり、監査はどうかかわるべきであろうか。健全な大学ガバナンスの中に教学に関するガバナンスが設けられ、これに基づいて構築された教学マネジメントシステムによって教育研究が推進されることとなる。

そこで、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点を押さえ、大学の価値向上と持続的発展を支援する教学監査の在り方を提示し、それらをもとに協議した。その際、忘れてはならないことの一つが教学ガバナンスと教学マネジメントシステムの枠組みや体制ばかりでなく、機能しているかを見ることである。

・11月28日 内部監査研究会議

～公的研究費並びに補助金の管理・監査に関する会計検査院の視点—最近の検査報告の概要（大学法人における事例を中心に）を通して～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれているが、それらは必ずしも組織的体系性に欠けていることが多い。これは内部統制に対する経営者の理解不足や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等が原因といわれている。

内部統制は、経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みで、教育研究を円滑に進め、大学法人の使命を果たすうえでなくてはならないものである。

公的研究費について見てみると、単に不正防止や管理強化という守りのコントロールばかりでなく、大学の価値向上と持続的発展を実現するために攻めのコントロールとしての監査を進めることも意義が大きいといえる。

会計検査院の検査を見てみると、不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に着目して経済性、効率性、有効性の観点から検査（3E検査）を行っており、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っている。

私立学校法改正では、重層的な監査体制の構築として、内部統制システムの整備が掲げられており、

大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正化を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化することが求められている。

そこで、大学法人が陥りやすい内部統制上の脆弱性の把握とその改善方策に寄与することを目的に、会計検査院が毎年度報告する指摘型監査の動向について解説するとともに、会計検査院の検査結果を基に、不適切な事態の内容、検査の観点、発生原因等について学ぶことにより、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法、検査結果から導き出される真の原因の発見と具体的な改善方法等の究明、さらには予防監査に結び付く内部統制監査などについて考察した。

・12月 4日 監査課題研究会議

～実効性ある中期計画の反映がもたらす統合報告と大学価値の伝え方としての統合報告の視点－計画と成果に対する監査視点～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

2020年4月から施行された改正私立学校法では、認証評価結果の内容を踏まえた中期計画の策定が義務づけられた。一方で、大学が公表すべき情報についても省令等で義務づけられた。このことは大学の運営が中長期視点に立脚して計画されており、かつ、教育と研究の成果である大学価値をわかりやすく社会へ伝えていくことが重要であることを示しているといえる。

本来、中期計画は、建学の理念に基づいた長期計画に基づいて策定されるものでなければならない。長期計画に基づいて策定される中期計画は、財政計画とセットになった予算見合いのもので、かつ、数値目標が示されたものでなくてはならない。その予算も大学価値を高めていくためには、従来の枠組みにとらわれた予算制度の枠組みを超える必要がある。しかしながら、現状の各大学法人の予算は、従来の枠組みの中だけでとらえ、その枠組みを脱することができずに「十年一日」で変化の少ないもので、中には、中期計画との連動が見られないケースがあるなど、社会環境の変化への柔軟な対応への懸念等の問題点が散見される。

一方、大学は教育研究を通じて、継続的に社会へ貢献していく存在である。このため大学は、教育研究機能を長期的視点に立って、常に向上させ、大学の価値を高めていくことが求められる。

このような大学の価値向上の取り組みは、大学の強みそのものであるが、その内容は、毎年報告される法定の財務報告や事業報告書から読み取るための作業が必要となる。このような大学法人の強みを財務情報と非財務情報とを統合した年次報告書が「統合報告」といわれるものである。この統合報告はIR (Institutional Research) 機能としての意味がある。

統合報告には、大学が目指す中長期的視点に立った未来の教育研究の姿と今までの成果が記載される必要がある。したがって、大学法人は、従来の予算制度の枠組みを超えた将来にわたる資金的対応についても言及しなければ、真の統合報告にはなりえないといえる。

統合報告が大学価値を伝える重要な手段であることを鑑みれば、各大学法人は、統合報告の持つ意味について十分に検討しておく必要があるし、また、現在行われている大学ポートレートへの記載項目へと結びついていくことも十分考えられることでもある。

また、統合報告が大学の現在から将来への教育研究のポテンシャルを語るものとするれば、大学の活動の支えとなる財務・予算制度についても従来の枠組みでとらえるのではなく、大学価値を高めるためのアプローチが求められることはいうまでもない。

そこで、大学法人の多くが抱える予算制度が持つ問題点とその要因について考察するとともに、大学価値向上を目指した中期計画を見据えた予算制度の基本的考え方とその改革について解説し、それらをもとに、これらを通じて見えてくる改革へつなげるための監査視点について考察した。

さらに、大学を取り巻く世界の潮流や国内の動向を踏まえ、今後の大学ガバナンスの向かうべき方向性を確認し、監事機能を考えるうえでのポイントを検討し、そのうえで、監査機能を強化するためにIR機能をどのように活用できるのかを協議した。

・12月14日 監査課題研究会議

～改正私立学校法監事監査への影響と留意点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和5年通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布された。改正私立学校法は令和7年4月1日から施行されるが、現時点では省令等が公表されておらず不明点が多々存在する。

とはいえ、準備期間は1年半程度しかないため、限られた情報から課題を予め整理し、省令等が公表され次第、具体的な対応を検討する必要がある。文部科学省から公表されている資料を基に現時点で判明している事項を整理し、さらには株式会社等における実務を参考として今後の検討課題を提示した。

令和5年通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布された。改正私立学校法は令和7年4月1日から施行されるため、準備期間は現時点で1年半しかないが、現時点（2023年11月10日時点）では具体的な内容等を記載した省令等は公表されていない。

今回の改正によって、文部科学大臣所轄法人である大学法人は会計監査人を設置することとなり（改正私立学校法第144条1項）、監事は会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性を監査することによって財産監査に関する自己の意見とすることができることとされている。しかしながら、会計監査人の監査の妥当性を評価するためには、公認会計士の監査についてさらに理解を深める必要がある。

また、いわゆる内部統制システムについても当然に監事の監査対象となるが、私立学校法上は、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制」（改正私立学校法第36条3項5号）とし規定されていない。省令等が公表されたとしても、これのみで監事監査における具体的な対応が可能となるとは考えられず、さらなる検討が必要となる。

その他、評議員会への対応、子法人等の調査といった新たな課題も存在する。また、学校法人会計基準が改正作業中であるが、施行までの大学の対応状況は重要な監査対象となる。

そこで、省令等が公表され次第、具体的な検討が可能となるよう、現時点で公表されている文部科学省による改正資料や株式会社等における実務を参考に監事監査における課題を整理・報告し、今後の方向性について考察した。

・12月22日 監査課題研究会議

～学校法人ガバナンス改革における監事制度～その役割と責務～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和5年改正の私立学校法において、学校法人ガバナンスの充実に向けたいくつかの制度改革がなされた。そこには、評議員会の権限拡大や会計監査人制度の創設など、大いに注目される改正事項が含まれているが、監事制度についても、その選解任の在り方、任期、職務内容の明確化など重要な改正が行われた。特に評議員会や会計監査人と監事との間の連携とけん制といった関係性は、令和5年改正私立学校法における学校法人ガバナンス改革の実効性を確保するうえで重要な課題となる。その課題を検討するにあたって、この改正法において、監事にどのような役割が期待され、どのような責務を果たす必要があるとされるのかを、改めて整理しておくことに意義があろう。改正法としては実現しなかった部分についても、今後改訂が予想される学校法人のガバナンスコードにおいて規定される可能性があることから、監事の役割と責務という広い視点から若干の検討を加えておく必要がある。

学校法人には社員によるガバナンスという要素が欠けている。それだけに「機関」を通じたガバナンスのシステムがより一層重要となる。法人の経営につき業務執行権限が一点（一個人あるいは少数の集団）に集中する組織は、迅速な決定がなされるなどの利点があるとしても、それにもまさる欠点（トップの暴走を止められないなど）が大きな不祥事を引き起こす原因となり、これを是正しなければならないとの認識が、今日、すべての法人組織に共通するものとなっている。その問題に対する一つの処方箋が、業務執行の決定と執行、これに対する監督の「機関分離」である。令和5年私立学校法改正はその方向に大きく歩を進めた。理事会、評議員会、会計監査人そして監事という多層的な経営チェックシス

テムが創設された中であって、伝統的な監督機関である監事への期待は大きいといわなければならない。監事は何ができるのかだけでなく、そこで、何をすべきかを問い、さらにその役割に応えるためにはどうすればよいのかを問わなければならない。

そこで、これらの問題点を考える際に、コーポレートガバナンスの議論で先行している株式会社、特に上場会社の規律を参考にして、大臣所轄大規模学校法人だけでなく、都道府県知事所轄の学校法人、特に小規模学校法人にも通底する監事の法制度上の役割を整理し、そのうえで、監事という機関のあるべき姿について考察した。

刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.15

【基準類】

- ・「教学監査基準等」の改訂
- ・「監事による内部統制に関する監査の実施基準」の改訂

【研究成果】

- ・「内部統制システムの整備と監事監査」の策定
- ・「理事、監事、評議員の役割と大学法人全体の在り方」の策定
- ・「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂

【事業計画書】（2023年度）

大学が社会の公器として、教育研究の質を担保し、社会へ貢献していくためには「大学法人の経営体質改善を通じた質の向上」及びその質の向上に必要な「ガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上」が求められる。当協会は、設立の趣旨を踏まえ、監査を通して大学価値向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 「大学監査は、大学法人の価値向上のために存在する」という基本理念のもと、大学における監査概念の確立と大学法人への啓蒙活動を行う。
2. 大学監査並びに関連諸分野についての理論及び実務へ展開するための監査基準の確立と啓蒙活動を行う。中でも大学の教育の質的管理体制に関する教学監査については、そのガバナンス及びマネジメントについて評価する視点を明確にし、実務へ展開していく。
3. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の情報共有、大学等の交流促進を図るため三様監査の位置づけを明確にする。
4. 大学運営全般並びに監査に関する情報収集・調査研究を行うとともに、文部科学省等に対し政策提言できる組織体制を構築するとともに、インタラクティブな情報提供体制を充実させる。
5. 大学監査概念啓蒙活動のためのコミュニケーションルート拡大を行う。

上記の基本方針を踏まえ、下記の2課題（中長期事業目標）に取り組む。改めて言うまでもなく、大学は、社会的責任を果たす責務があることを自覚し、大学法人の価値向上のために大学監査が存在することを理解することが重要である。そのため、大学法人という組織の特性を踏まえ、一般的な監査概念にとらわれることなく、大学に特化した監査を研究していく必要がある。本協会は、監査に関する基礎的な知識を提供するだけでなく、応用的、実践的な研究を行い、その成果を提起することを特徴とする。これまでの研究成果をさらに発展させて2023年度の事業計画を推進することとする。

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念と監査手法の確立と啓蒙普及

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念と監査手法の確立と啓蒙普及

大学監査は、組織の活動状況や仕組みの調査を通して各大学の特性を把握し、そこに潜む問題点(リスク)を洗い出すことにより、大学組織自らが是正活動を行って組織を発展させることを促すために存在する。その大学監査概念形成に関する基礎研究を一層進めて概念を明確化するとともに、これに基づいて具体的な監査手法を確立させ、各大学に啓蒙普及させていく。

大学監査の機能を1. 経営監査、2. 財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの概念及び手法の確立を継続して行うとともに、当協会が策定してきた各種研究成果を体系的観点から見直すものとする。私立学校法改正に伴い、これに対応した基準等及びガイドライン・指針等の新規作成及び改定が必要となる。したがって、統括・調整する組織である企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念並びに監査手法の体系の確立に向けて、前年度に引き続き協議を進める。このほか、調査研究機能を生かして大学監査の視点から大学価値向上に向けた提言等を行う。

1. 大学監査の機能

1-1 経営監査機能

- (1) 大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能、マネジメントシステムの評価視点について各分科会において検討する。当該検討結果に基づき大学法人における監事監査・内部監査に関するツール(基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト)の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能の目的は、大学経営の適切性を確保することにあるが、そのためには、大学の経営者や組織運営の責任者が具備しなければならない資質を評価することも必要である。したがって、監査対象には、経営者に求められる特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。
- (3) 内部統制機能は、経営者が組織目的達成のために組織内におけるすべての業務に組み込まれているプロセスである。内部統制の意味と役割を明確にし、内部統制を有効に機能させるための視点と内部統制に対する監査視点について研究する。
- (4) 少子化、国際化、法令改正等、大学法人を取り巻く環境変化への対応は、大学法人にとって喫緊の課題である。大学法人の経営においては、これらの課題に対する経営者・教学部門責任者の意識の向上が不可欠でありその対応方策等について研究する。
- (5) これらは、大学そのものが持つ特性と各大学が持つ個別の特性を踏まえたものである必要があり、その類型化に関する研究を行う。

1-2 財務監査機能

大学における財務監査は、監事による財産の状況監査及び計算書類の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、会計監査人による大学法人の計算書類の信頼性を保証する監査及び内部監査に大別される

これからの大学に求められる戦略的経営においては、各大学法人が、会計基準に準拠して適正な財務情報を作成するだけでなく、財務上のリスクをコントロールしながら、作成された財務情報を十分活用していくことが不可欠でありそのために必要とされる財務監査機能のあるべき姿について研究を行う。

1-3 教学監査機能

教学監査は、教学部門を対象とした教学ガバナンスと内部質保証マネジメントを含む教学マネジメントシステムに関する評価である。これらの監査対象は、いずれも教育研究を取り巻く組織であ

るが、教育研究の内容ではなくガバナンス及びマネジメントシステムである。教学監査は、大学そのものが持つ特性と個々の大学が持つ特性を踏まえる必要があることから、その類型化に関する研究を行う。

多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化を行い、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるようにする必要がある。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、大学法人組織全体のシステムとしてとらえ、マネジメントシステムとしての評価の必要がある。また、自己点検・評価、第三者評価に関する対応状況も教学監査の一環としてとらえる必要があり、このための研究をさらに進める。

1-4 業務監査機能

大学法人においては、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を適正性・有効性・効率性・経済性・倫理性の視点からリスクマネジメントの態勢、業務運用の適切性、業務に組み込まれている内部統制の有効性等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指すための研究を行う。

2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の委員会・分科会を設置する。

2-1 企画委員会

(1) 法改正への対応

当協会の事業運営のあり方並びに大学監査機能の基本的考え方の改定等を協議し、その結果を理事会に提示する。

(2) 各種委員会の検討内容の方向性について当協会の基本方針や理事会等の決議を基に調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。

(3) これまで本協会が策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の見直しの要否を検討し、各分科会等に改正を依頼する。また、これらの基準等の普及を促進するための方策を検討する。

(4) 大学法人を取り巻く各種法令と法人ガバナンス及び教学ガバナンスとの関係性について調査研究を行う。

(5) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、会計監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。

(6) 大学を取り巻く環境変化とリスク、各種法令と法人ガバナンス・教学ガバナンス上の関係性についての研究を行う。

(7) 次年度の事業計画案を策定する。

上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。

2-2 内部統制分科会

(1) 組織目的を達成するために業務に組み込まれている内部統制機能は、必ずしもその役割・必要性等が教職員にまで十分に理解されているとは言えない状況にある。内部統制の概念が経営者を含む大学法人全体へ浸透するよう、内部統制基準及び内部統制監査チェックリストの普及について検討する。

(2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握しなければならない。そのために必要不可欠な IR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能及びこれらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼性の高い内部統制システムの構築が必要である。これらのシステムの適切な構築と監査視点に関する研究を進め、監査実務に直結するチェックリストを策定する。

2-3 内部監査分科会

- (1) 内部監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上のために、大学法人の実情に即した内部監査力向上のためのプログラムの開発及び改善・進化を図るとともにその普及活動を行う。
- (2) 内部監査は、大学法人及び大学組織の業務を組織から独立した立場で客観的な視点により確認する行為である。
このため内部監査人に求められる監査知識・スキルの普及活動を行う。

2-4 教学監査分科会

- (1) 教学監査は、大学法人が設置した大学の管理運営状況を監査する実務体系である。このため教学ガバナンス・教学マネジメントシステム、教学部門における内部統制の構築状況について監査を行うために策定した教学監査チェックリストの点検・見直しを行うとともにその普及を促進する。
- (2) 内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、マネジメントシステム監査の視点からその評価基準等の確立と普及に努める。

2-5 監事監査分科会

- (1) 監事は大学法人のガバナンスの中核的担い手であり、三様監査におけるリーダーとしての役割を果たさなければならない。監事はその職責を十分果たせるよう学校法人監事監査基準等などの見直しを行う。特に、私立学校法改正に伴い、これに対応するために必要なガイドライン、指針等を整備する。
- (2) 私立学校法は、監事の職務として学校法人の業務を監査するものとしているが、この記載だけでは何をどこまでやれば監事としての職責を果たしたことになるのかが明確ではない。監事が実施すべき業務監査のあり方を検討し、またそれが実行可能となるよう知識・スキルの普及を図る。

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

大学監査の一層の充実を目的に、①企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取、②監査基準・監査手法に関する情報提供、③大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供、及び④内部監査人・監事が承知しておくべき監査課題事項、⑤教育関係法令・行政関連事項の情報提供・問題提起の場として、主として会員校の監事、内部監査人、理事・管理者、学校法人監査を担当している公認会計士等を対象として以下に列挙したような研究会議を開催している。

1. 監査課題研究会議

(1) 企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取

監査に関する研究は、職業的専門家である公認会計士監査（財務諸表監査）に関するものが中心であり、業務監査に対する研究は十分とはいえない。特に、学校法人の業務監査については、ほとんど研究されてこなかったのが実情である。当協会では、大学の特性に適合した業務監査という視点からその概念形成・監査基準等の策定を進めているが、その最新の研究成果を公表し、大学現場の意見を聴取する場として研究会議を開催する。

(2) 監査基準・監査手法に関する情報提供

大学監査機能とは、経営部門の意思決定プロセス及び教学を含む大学法人全般の業務執行を対象とする監査機能であり、監事及び内部監査人はその課せられた責任を十分果たし、これを遂行することが求められる。このため監事・内部監査人を対象に、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として研究会議を開催する。

(3) 大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供

大学は、学校関係法令以外にも様々な法令等によって規制されている。また、社会の大きな変化についても把握しておく必要がある。これら大学運営に影響する様々な状況変化に対し大学は機敏に対応していかななくてはならないが、監査人もこれらの諸課題の本質的な把握と問題意識を高められるよう問題提起を行う必要がある。このための研究会議を随時開催する。

(4) ガバナンス及びマネジメントに関する情報提供

大学が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）を確立させる必要がある。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学法人の経営体質の改善を目的として、大学法人の組織と監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方について、先進的な大学等における事例やリスクマネジメント等の視点から討議し、法人及び大学のガバナンス及びマネジメントの強化に資することを目的として研究会議を開催する。

2. 教学監査研究会議

本研究会議は、大学における内部質保証並びに教育研究を取り巻く周辺業務の信頼性向上のため、教学監査の概念と実務の正しい理解をコンセプトに、教学監査分科会の研究成果に基づいて教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査の基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準及び手法をさらに発展・深化・普及させるため研究会議を開催する。

3. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として承知しておくべき重要課題の把握等に関する知識・スキルの高度化を目的に開催する。併せて、本協会が作成した大学内部監査の枠組みである内部監査基準、チェックリスト等についての普及させることにより、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる監査知識と手法を基礎から身につけるプログラムの充実を図るとともに、「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、内部監査・専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを作成する。

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	2022年度	2023年度	入 会	退 会
法 人	138	150	14	2
個 人	10	13	3	0
計	148	163	17	8

【2023年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知医科大学	45	神戸学院	89	東海大学
2	愛知学院	46	神戸女学院	90	東京医科大学
3	愛知大学	47	國學院大學	91	東京女子医科大学
4	IPパートナーズ	48	国際総合研究所	92	東京聖徳学園
5	青山学院	49	国際武道大学	93	東京電機大学
6	朝日大学	50	国土館	94	東京農業大学
7	あずさ監査法人	51	産業医科大学	95	東京薬科大学
8	幾徳学園 (神奈川工科大学)	52	産業能率大学	96	東京理科大学
9	稲置学園 (金沢星稜大学)	53	滋慶学園	97	同志社
10	茨城キリスト教学園	54	慈恵大学	98	東邦大学
11	イマジネーション	55	静岡文化芸術大学	99	東北工業大学
12	岩手医科大学	56	自治医科大学	100	東北文化学園大学
13	梅村学園	57	実践女子学園	101	東陽監査法人
14	追手門学院	58	芝浦工業大学	102	東洋大学
15	大阪医科薬科大学	59	秀明学園	103	獨協学園
16	大阪学院大学	60	十文字学園	104	トヨタ学園
17	大阪経済大学	61	順天堂	105	中内学園 (流通科学大学)
18	大阪産業大学	62	城西大学	106	中村産業学園 (九州産業大学)
19	大阪歯科大学	63	上智学院	107	南山学園
20	大阪信愛女学院	64	聖徳学園	108	日通学園 (流通経済大学)
21	大妻学院	65	昭和女子大学	109	日本医科大学
22	沖縄科学技術大学院大学	66	真宗大谷学園	110	日本工業大学
23	学習院	67	菅原学園	111	日本女子大学
24	加計学園	68	青淵学園	112	日本大学
25	神奈川大学	69	聖学院	113	根津育英会武蔵学園
26	川崎学園 (川崎医療大学等)	70	聖心女子学院	114	白鷗大学
27	関西医科大学	71	清泉女子大学	115	兵庫医科大学
28	関西大学	72	西南学院	116	広島県公立大学法人
29	関西学院	73	聖マリアンナ医科大学	117	福岡工業大学
30	関東学院	74	創価大学	118	福岡大学
31	北里研究所	75	園田学園	119	福原学園
32	共愛学園	76	大正大学	120	福山大学
33	京都産業大学	77	大東文化学園	121	藤田学園
34	京都女子学園	78	太陽有限責任監査法人	122	藤村学園
35	京都成安学園	79	谷岡学園	123	文京学院
36	京都橘学園	80	茶屋四郎次郎記念学園	124	文教大学学園
37	京都文教学園	81	中央大学	125	北星学園
38	杏林学園	82	中部大学	126	北杜学園
39	近畿大学	83	津田塾大学	127	北海道科学大学
40	久留米大学	84	鶴学園	128	松山大学
41	光華女子学園	85	都留文科大学	129	宮城学院
42	工学院大学	86	帝京大学	130	民間外交推進協会
43	高知県公立大学法人	87	帝塚山学院	131	武庫川学院
44	弘徳学園	88	有限責任監査法人トーマツ	132	武蔵野大学

法人会員				個人会員	
133	武蔵野美術大学	147	和光学園	1	井上 邦彦
134	名桜大学	148	早稲田大学	2	岡本 眞一
135	明海大学	149	渡辺学園	3	梶間 栄一
136	明治学院	150	和洋学園	4	菊池 裕明
137	明治大学			5	工藤 重之
138	名城大学			6	小平 俊行
139	明星学苑			7	猿山 義広
140	目白学園			8	清水 明毅
141	桃山学院			9	奈尾 光浩
142	森ノ宮医療学園			10	八田 英二
143	立教学院			11	藤田 和子
144	立正大学学園			12	松本 香
145	立命館			13	丸山志げ子
146	龍谷大学				

【役員名簿】2023年12月31日現在

会 長 (理事)	高 祖 敏 明	上智大学	名誉教授
副会長 (理事)	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	総長・理事長
理 事	明 石 勝 也	聖マリアンナ医科大学	理事長
”	新 井 英 夫	松山大学	理事長・学長
”	入 澤 崇	龍谷大学	学長
”	池 内 啓 三	関西大学	相談役
”	大 谷 哲 夫	都留文科大学	顧問
”	河 合 久	中央大学	学長
”	小 林 弘 祐	北里研究所	理事長
”	木 南 英 紀	順天堂大学	学長特別補佐
”	重 松 博 之	会計検査院	元会計検査院院長
”	松 藤 千 弥	東京慈恵会医科大学	学長
”	山 田 清 志	東海大学	理事
”	吉 岡 俊 正	東都大学	学長
専務理事	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大田原 真 美	民間外交推進協会	アドバイザー
”	松 本 香	公認会計士	
特別顧問	奥 島 孝 康	白鷗大学	学事顧問

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	佐 藤 信 行	中央大学 副学長 法科大学院教授
”	鈴 木 康 洋	弁護士

〃	奈尾光浩	公認会計士
〃	牧野光則	中央大学 理工学部教授
〃	宮田永生	統計科学研究所 事務局長

・内部統制分科会

主査	尾崎安央	早稲田大学 法学学術院教授
委員	伊藤靖史	同志社大学 法学部教授
〃	植草茂樹	公認会計士
〃	尾形 祥	早稲田大学 法学学術院教授
〃	恩田佑一	有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー
〃	佐藤修一郎	中央大学 理工学部教授
〃	矢島基美	上智学院 理事
〃	道野真弘	近畿大学 法学部 教授

・教学監査分科会

主査	牧野光則	中央大学 理工学部教授
委員	大山龍一郎	東海大学 学長補佐 工学部教授
〃	倉部真由美	法政大学 法学部教授
〃	高田晴仁	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
〃	安岡高志	帝京大学高等教育開発センター長

・監事監査分科会

主査	尾崎安央	早稲田大学 法学学術院教授
委員	安達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植草茂樹	公認会計士
〃	尾形 祥	早稲田大学 法学学術院教授
〃	武田典浩	国士舘大学 法学部教授
〃	堀井佑介	大阪大学国際共創大学院学位プログラム推進機構 学位プログラム企画室 教授
〃	奈尾光浩	公認会計士
〃	矢島基美	上智学院 理事

・監事監査事案研究プロジェクトチーム

主査	百合野正博	同志社 監事
委員	安達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植草茂樹	公認会計士
〃	武田典浩	国士舘大学 法学部教授
〃	奈尾光浩	公認会計士
〃	宮田永生	統計科学研究所 事務局長
〃	安岡高志	帝京大学高等教育開発センター長